

屋外施設使用に関する留意事項

1 大会開催にあたって

- (1) 会議終了後、やむを得ない事情により予約を取り消す場合や利用時間等に変更が生じた場合、判明した時点で書面により速やかにお申し出てください。
- (2) 大会開催にあたり、荒天やグラウンド状況等により使用できない場合を除き、原則、当日の時間枠の変更やキャンセルは認められません。必ず使用日の7日前までに予約内容の確認をおこなってください。
- (3) ご予約いただいた利用時間枠は、準備と片付けが含まれております。利用時間枠を遵守し、大会運営をおこなってください。
- (4) 特殊な造作、広告の掲示、物品の販売は、事前に承認が必要です。許可を受けてから、おこなってください。

2 大会時に注意する事項

以下の事項については、大会等の主催者が責任を持って、参加者・観覧者に周知し、徹底させてください。

- (1) 使用後の整備（芝生内については目土の実施）
- (2) 危険行為の禁止
※特に、小学生の大会等で、観覧者も含め、注意を呼びかけてください。
- (3) ゴミの持帰り
※弁当類の空き箱は、自主回収をおこなってください。施設への置き捨ては、禁止です。
- (4) 盗難防止の注意喚起をお願いします。
- (5) 施設・設備の損傷防止
※万が一施設や器具を破損した場合は、速やかに報告してください。
- (6) 指定場所以外への駐車禁止です。駐車係員の配置をお願いします。
- (7) 施設の使用後には、必ず清掃をおこなってください。また、倉庫から出した器具等は、元の場所に返却し、整理整頓にご協力ください。

3 災害等の発生時におけるスポーツ施設の臨時閉鎖について

災害発生など、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前橋市のスポーツ施設を臨時閉鎖する場合があります。

- (1) 地震等の災害発生により避難所を設置する場合
- (2) 前橋市内における家畜伝染病の発生により現地事務所を設置する場合
- (3) 新型感染症のまん延等により前橋市が閉鎖と判断した場合
- (4) その他、事故等により施設が利用できなくなった場合

臨時閉鎖した場合、その期間の予約（利用許可）を取消しさせていただきますこととなります。

なお、上記事項に該当する場合は、使用料は返金しますが、大会準備等に要した費用は補償できません。

陸上競技場フィールド内ローカル・ルール

(目 的)

芝生の保護及び良好なコンディションの維持を図ることで、競技中の事故の防止及び円滑な運営の確保につなげるため。

1. 現状の回復

使用する前の状況に服することを原則するため、試合後は、必ず目土を行ってください。

また、競技中の事故防止のため、試合と試合の間においても、なるべく実施してください。

2. 許可制限

①グラウンドがぬかるんでいるなど、利用後に現状に服することが困難な場合は、利用の中止や試合を中止してください。

②4月、1月～3月までを芝生の養生期間とし、貸し出しを制限いたします。

③年間の使用日数は、原則50日程度といたします。

④高校生以上の試合は、原則1日3試合までといたします。

⑤フィールド内の利用は、大会での使用といたします。練習試合や定期的な練習は、原則利用できません。

⑥陸上のトラック部分のスパイク歩行は禁止といたします。